

令和3年度山形県料亭文化緊急支援事業費補助金に係るQ & A

令和3年10月25日現在

1 制度全般について

問1-1 本事業を実施する目的は何か。

答

- ・ 本事業は、県内料亭が実施するポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組みを支援するため、施設等の維持経費やバリアフリー環境の整備、非接触型決済システムの導入等の前向き投資に対して支援するものです。

問1-2 どこへ申請すればいいのか。

答

- ・ 県庁観光文化スポーツ部観光復活戦略課へ申請してください。

【受付窓口（宿泊施設所在地）】

県庁 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL：023-630-3362

問1-3 どこに問い合わせるとよいか。

答

- ・ 問1-2に記載の申請先にお問い合わせください。
受付時間：午前9時～午後5時（土日祝を除く）

問1-4 申請すれば必ず補助金をもらえるのか。

答

- ・ 交付申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付、又は不交付の決定を行います。
県から交付決定を行った後に、実績報告をいただき、県の担当者が完了検査を行います。完了検査後に補助金額を確定し、補助金を交付します。
- ・ なお、予算は十分用意しておりますが、予算の状況によっては締切を待たずに受付を終了する場合がありますので、早めに申請いただくことをお勧めします。

問1-5 申請してからどのような流れで交付されるのか。

答

- ① 申請書類に不備がなく内容が承認された場合は、2～3週間程度で県から申請者に交付決定の通知をします。
- ② 補助事業を実施していただき、完了した場合、実績報告書等を県に提出していただきます。
（既に事業が終了している場合は、交付決定通知を受け取った後、速やかに実績報告書等を提出し

てください。)

- ③ 県で実績報告書等を確認した後、完了検査を行い、今回の事業で行った施設の改修や設置した機器等の確認を行います。
- ④ 確認のうえ問題がなければ、補助金額を確定し、通知いたします。
補助金額の確定後、2～3週間程度で指定の口座へお支払いする予定です。
なお、申請の混雑状況により多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

問 1-6 山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）と何が違うのか。

答

- ・ 「山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」は、食品衛生法の営業許可を受けた中小企業・小規模事業者、又は個人事業主であり、かつ「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得のための施設確認において、県から助言を受けた事項を改善し、認証取得するために新たに導入した設備投資等に要する経費について、補助金を活用できるものです。（詳細は県HPの「令和3年度山形県新・生活様式対応支援補助金（新型コロナ対策認証対応型）」をご覧ください。）
https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/corona_ninnsyou.html
- ・ それに対し、本事業は、食品衛生法の営業許可を受けた飲食事業者のうち一定の基準を満たす料亭が対象です。また、補助対象経費も感染防止対策のための設備投資だけに限りません。なお、令和3年4月1日以降に購入又は契約の発注を行った備品や投資に要する経費について補助対象としております。

問 1-7 国、県、市町村等が助成する補助金等の交付を受けた場合、山形県料亭文化緊急支援事業費補助金を受けることはできるか。

答

- ・ 国、県、市町村等が助成する他の補助金等の交付を既に受けた経費については、山形県料亭文化緊急支援事業の対象となりません。

問 1-8 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認を受ける前に、購入又は契約の発注をしたが、補助の対象となるのか。

答

- ・ 申請時点で「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得又は認証に取り組んでいれば、対象となります。

問 1-9 「山形県新型コロナ対策認証制度」の施設確認において、指摘を受けた。感染防止対策を強化するために必要な設備を整備投資に係る経費は補助対象となるか。

答

- ・ 非接触型決済システムの導入については補助対象となります。その他の備品の購入等は本事業の対象外です。

2 補助要件（補助対象者、補助対象経費等）について

問 2-1 料亭の定義はなにか。

答

- ・ 本事業の要綱上「和風設備の客席を設け、山形の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせる店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本県の和の文化に触れることができるものとして、知事が適当であると認める」店舗と定義しています。

問 2-2 法人又は個人事業主の住所が県外にある場合でも補助対象となるのか。

答

- ・ 経営する店舗が県内にある場合は補助対象となります。

問 2-3 複数の店舗を営んでいるが、施設ごとに補助金の対象となるか。

答

- ・ 店舗ごとに対象となります。その場合、申請は店舗単位に提出していただくこととなり、複数の店舗分を1つの申請書で提出することはできません。

問 2-4 1店舗の考え方について、食品衛生法の許可単位として考えるのか。例えば、本店と支店が別に許可を取っている場合は、2店舗と考えてよいか。

答

- ・ 食品衛生法の許可単位で1店舗と考えますので、許可が2つあれば、2店舗と考えます。

問 2-5 1つの店舗において補助対象事業が複数あった場合は事業ごとに補助してもらえるのか。

答

- ・ 補助対象事業が複数ある場合でも、1店舗ごとの上限額内で補助します。

問 2-6 指定管理施設は対象となるのか。

答

- ・ 地方公共団体以外が指定管理者となり、指定管理者が食品衛生法で営業許可を受けている場合は対象となります。補助対象経費については、包括協定等に基づき、所有者と指定管理者で調整のうえ、申請ください。

問 2-7 県や市町村が直接、管理している施設は対象となるのか。

答

- ・ 対象となりません。

問 2-8 機器のリース費用も対象となるのか。

答

- ・ 補助対象事業に該当するもので、借用のための見積書や契約書等が確認できるものが対象となります。なお、補助対象期間中（令和4年2月28日まで）に支払いが完了している経費が対象となります。

ます。(年払い等で前金払いし、レンタル期間が補助対象期間を超える場合は、按分により、補助対象期間内の経費を積算します。)

問2-9 別表2の(1)に「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得している者又は取得に向けて取り組む者とあるが、取得に向けて取り組んでいることはどのように証明するのか。

答

- ・ 交付申請の際に、山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類又は認証申請書(写)を提出していただきます。
交付申請の際に申請書を提出いただいた場合は、実績報告の際に、山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類又は指摘事項確認票(写)を提出していただきます。
- ・ 山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類は、「山形県新型コロナ対策認証制度」のホームページから認証取得済みであることが確認できるページを印刷して提出してください。
(山形県新型コロナ対策認証制度ホームページ <https://yamagata-ninsho.jp/>)

問2-10 HPの新設・改修について、その後の維持管理費は対象となるのか。

答

- ・ 補助対象経費は新設・改修に係る経費であり、その後のHP管理費やネットワーク使用料等、いわゆるランニングコストについては補助対象外となります。

問2-11 ホームページの新設・改修業務のみに従事など、補助対象事業のみ従事した従業員の人件費は対象となるのか。

答

- ・ 常用雇用者に係る人件費については、経常経費との切り分けが困難であることから、原則として対象外です。しかし、適正な方法により経常経費と人件費の切り分けが可能である場合は、対象となります。人件費の補助を希望される際は、事前にご相談ください。

問2-12 補助対象経費の中の、「その他知事が特に必要と認めるもの。」とは、どのように解釈すると良いか。

答

- ・ 記載の項目は一例であり、事業の趣旨に合致するものであれば、幅広く対象となります。申請の際は、補助事業計画書に具体的な設備、機器等の名称を記載してください。また、対象になるかどうか判断に迷う際は、お問合せください。

問2-13 補助対象となるのは本体費用のみか。それとも取り付け費用や施工費も対象となるのか。

答

- ・ 取り付け費用や施工費も対象となります。

問2-14 設備投資や機器購入の費用は、どのように積算すると良いか。

答

- ・ これから行う設備投資や機器購入については、なるべく複数者に見積りを依頼する等して安価な

金額での積算をお願いします。

(既に実施済みの設備投資・機器購入については、実績額をご報告ください。)

問 2-15 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

答

- ・ 課税事業者については、消費税は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)
なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、消費税相当額を差引いた金額を申請してください。
- ・ 免税事業者については、ご相談ください。

問 2-16 補助対象経費の支払いにポイントを充てた場合、そのポイント分は補助対象となるのか。

答

- ・ ポイント分については補助対象となりません。ポイントを使った分を差し引いた金額が補助対象経費となります。

問 2-17 補助対象経費に振込手数料、代引手数料や通販における送料は含めてもいいか。

答

- ・ 請求書の金額に基づき支払ったものが対象となるため、手数料は補助対象外です。(補助対象経費には含めません。)
- ・ 通販で購入した場合の送料については対象となりますが、商品の代金に送料を加算しても、市販よりも安価である必要があります。

問 2-18 補助対象経費を遡及適用することができる趣旨は何か。

答

- ・ 各店舗がガイドラインに従い、自らの負担で厳しい感染症対策を取ってきていただいていることから、遡りを認め、幅広く支援することを目的としています。

問 2-19 令和3年4月1日より前の発注により、納品・支出が令和3年4月1日以降となった場合も対象となるのか。

答

- ・ 「令和3年4月1日より前の発注により納品・支出が令和3年4月1日以降となった場合」は対象外となります。

問 2-20 交付申請書の提出期限が令和3年12月17日とあるが、令和3年12月17日までに発注を行っていれば、納品及び支払いが完了していない場合も対象となるのか。

答

- ・ 対象となりますが、令和4年2月28日まで納品及び支払いが完了し、3月15日まで実績報告書を提出していただく必要があります。

問 2-21 当事業について翌年度に繰越しとなる場合はあるのか。

答

- ・ 繰越しになりませんので、問2-20のとおり、令和4年2月28日まで実績報告をお願いします。

3 提出書類について

問3-1 申請書等に押印は必要か。

答

- ・ 令和3年9月24日付けで、「押印等の見直しに伴う関係規則に関する規則」、「押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令」及び「押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程」が交付及び施行されました。
- ・ 本事業の要綱に定める各様式についても、押印を不要としております。

問3-2 別記様式第3号の申請要件等確認書で申請書類として補助対象経費に係る見積書や契約書の提出が求められているが、既に完了したものは領収書でも良いか。

答

- ・ 領収書でも構いません。交付申請の段階で領収書を提出いただいた補助対象経費については、実績報告の際は「補助対象事業に係る支払いを確認できる書類」の提出は不要です。

問3-3 支払いを確認できる書類はレシートでも良いか。

答

- ・ 誰が、いつ購入したのかわかるよう、原則として宛名と購入日のある領収書等（写し可）を提出してください。しかし、領収書等がない場合は、レシート、インターネットバンキングの利用履歴など、第三者が作成した購入金額、購入内容がわかるものであれば可とします。

問3-4 クレジットカードで支払った場合も対象となるのか。

答

- ・ クレジットカードの支払明細書等により、補助対象の購入、支払い実績が確認できる場合は対象となります。

問3-5 支払いを確認できる書類に補助対象とならない経費が混ざっているが、その場合はどうすればよいか。

答

- ・ 補助対象となる箇所に印をつける等、他の経費と分けさせていただく必要があります。

問3-6 領収書の宛名が会社名（申請店舗名）ではなく、個人名で記載されてしまったのだが、対象として良いか。

答

- ・ 原則として、申請者と領収書の宛名は同一としますが、申請店舗で使用していること等が明確に分かる根拠資料があれば、対象となる場合があります。

問3-7 各書類の提出期限は必着か。

答

- ・ 受付窓口まで必着となります。

問3-8 交付決定の通知を受領して以降、工事の費用が10%程度、増額となることがわかった。
この場合、変更申請の手続きは必要となるのか。

答

- ・ 交付決定の金額から増額となる際は、増額の割合に関わらず変更申請の手続きが必要となりますので、変更承認申請書（別記様式第5号）及び補助事業変更計画書（別記様式第6号）をご提出ください。
- ・ 交付決定の金額から減額となる場合、事業費全体の20%以下の減額については、変更申請の手続きは不要となりますので、実績報告の際にご報告ください。

問3-9 「山形県新型コロナ対策認証」を取得している、又は取得に向け取り組んでいる場合、
実績報告の際に山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類又は指摘事項確認票（写）の提出が必須か。

答

- ・ 原則として、実績報告の際は山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類又は指摘事項確認票（写）の提出が必要となります。令和4年3月15日の期限に必要な書類を提出できるように、十分に余裕をもって山形県新型コロナ対策認証事務局に申請書を提出してください。

問3-10 「山形県新型コロナ対策認証制度」を電子申請したため、申請書が手元にないが、どのように対応すれば良いか。また、認証取得後の山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類は、何を提出すれば良いか。

答

- ・ 認証取得が完了しておらず、申請書がお手元にない場合は、「申請者住所・氏名（押印不要）」、「宿泊施設名」、「認証制度の申請日」を記載した書類（任意様式）を提出してください。
- ・ 山形県新型コロナ対策認証を受けていることを証する書類は、「山形県新型コロナ対策認証制度」のホームページから認証取得済みであることが確認できるページを印刷して提出してください。
（山形県新型コロナ対策認証制度ホームページ <https://yamagata-ninsho.jp/>）

問3-11 事業実施期間とは何を記載すれば良いか。

答

- ・ 始期については、補助対象経費の中で、最も早い購入日や発注日等を記載ください。
（この事業は令和3年4月1日以降に購入又は契約の発注を行ったものが対象となりますので、それより前のものについては対象なりません。）
- ・ 終期については、補助対象経費の中で、最も遅い支払日を記載してください。

問 3-12 インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

答

- ・ 次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
- ※ 必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

問 3-13 補助金の受領後に補助事業で購入した器具を廃棄することになった場合、どのような手続きが必要か。

答

- ・ 一定期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間）内に取得価格が 1 件 50 万円以上の機械や器具を処分する場合には、財産処分承認申請書（別記様式第 17 号）の提出が必要となります。

4 その他

問 4-1 補助金は、所得税や法人税の課税対象となるのか。

答

- ・ 補助金は法人税・所得税の課税対象となります。収入計上時期については、原則として、交付決定の日が属する事業年度となります。

問 4-2 補助金の概算払は可能か。

答

- ・ 原則精算払ですが、設備投資や機器購入等、高額になる場合で、手持ち資金で運用することが困難である等、特段の事情がございましたら、ご相談ください。